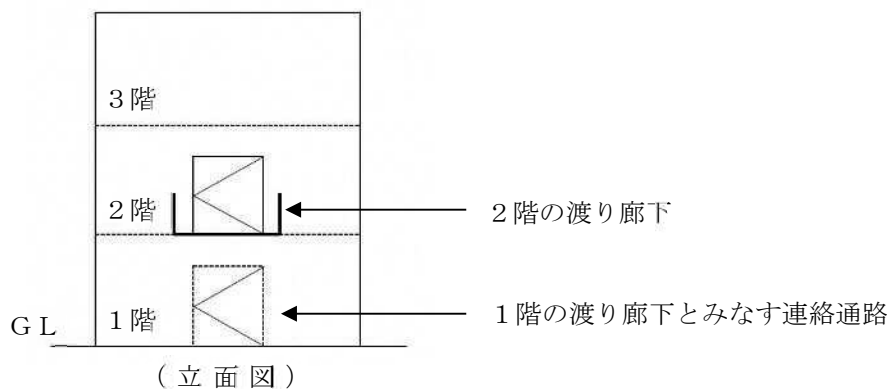


基準 2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 19 条第 2 項および第 27 条第 2 項をいう。）のない限り、棟であり、敷地を単位とするものではないものとする。
- 2 棟とは、原則として、独立した一の建築物または二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
- 3 令第 8 条第 2 号の規定について、規則第 5 条の 3 第 2 項第 1 号の規定中「渡り廊下等の壁等」および同項第 2 号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として、渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。
なお、当該原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。
- 4 渡り廊下の下部の地盤面を建築物相互の連絡通路として使用するものは当該部分を渡り廊下として取り扱うこと（第 2－1 図参照）。ただし、2 階層以上離れた部分を連絡通路として使用するものにあつては、この限りではない（第 2－2 図参照）。
- 5 建築物と建築物とが構造的に結合されておらず、かつ、屋根またはひさし等が接している場合もしくはかぶさっている場合は、別棟として取り扱う（第 2－3 図参照）。

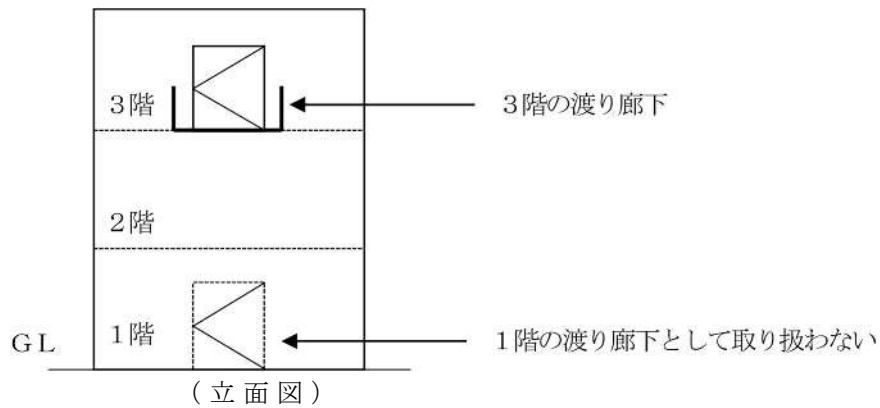
第 2－1 図

渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するもの



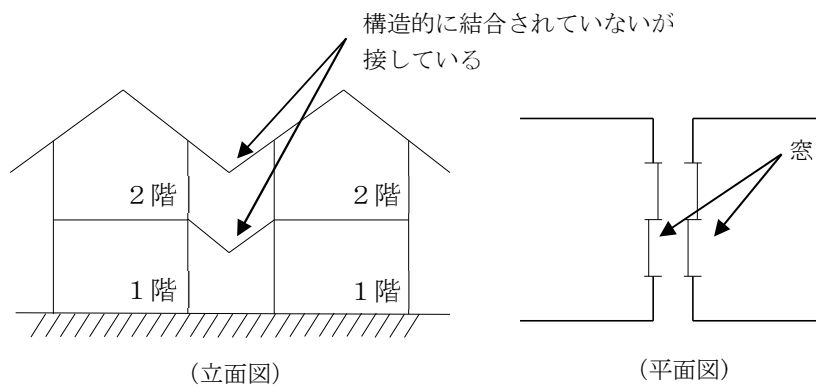
第2-2図

渡り廊下の下部の地盤面を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から2階層以上離れているもの

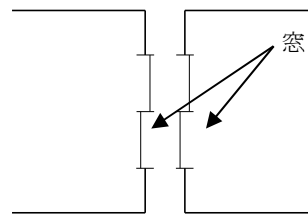


第2-3図

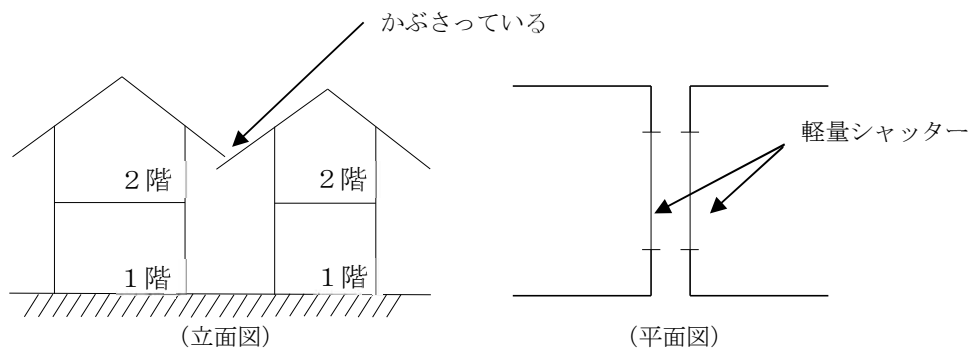
① 屋根が接している場合の例



(平面図)



② 屋根がかぶさっている場合の例



(平面図)